

宇和島市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和８年７月）

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和７年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.3%
全職員	73.2%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

A．役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	96.9%
本庁課長相当職	89.9%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	94.2%

B．勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	101.6%
３１～３５年	93.5%
２６～３０年	94.4%
２１～２５年	82.9%
１６～２０年	90.9%
１１～１５年	79.1%
６～１０年	97.6%
１～５年	91.6%

【説明欄】

○任期の定めのない常勤職員の男性職員数は 315 名、女性職員は 209 名となっている。
○扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は 85.3%、女性職員が 14.7%となっている。また、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は 63.0%、女性職員が 37.0%となっている。世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多い傾向にある。
○時間外勤務手当の支給額に占める男性職員の割合は 62.0%、女性職員が 38.0%となっており、男性職員に時間外勤務時間が多い傾向にある。
○男性職員のうち「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が 46.2%である一方、女性は 75.9%となっており、そのうち、98.5%が相対的に給与水準の低い会計年度任用職員となっている。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

行動計画における目標	令和8年度
20%	17.8%

※ 対象は、行政職の職員です。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
部長相当職	0.0%
課長相当職	14.3%
課長補佐相当職	13.4%
係長相当職	25.6%

※ 対象は、行政職の職員です。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

職種	男性職員	女性職員	合計	女性割合
行政職	15 人	8 人	23 人	34.8%
行政事務	13 人	6 人	19 人	31.6%
技術職	1 人	0 人	1 人	0.0%
保健師	0 人	2 人	2 人	100.0%
社会福祉士	—	—	—	—
管理栄養士	—	—	—	—
学芸員	1 人	0 人	1 人	0.0%
保育士	0 人	1 人	1 人	100.0%

※ 対象は、任期の定めのない常勤職員です。

(5) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和7年度）

行動計画における目標	男性職員	女性職員	合計	女性割合
45.0%	58 人	29 人	87 人	33.3%

※ 対象は、任期の定めのない常勤職員です。

(6) 職種別の職員の総数に占める女性の割合（令和7年度）

職種	男性職員	女性職員	合計	女性割合
行政職	330 人	143 人	473 人	30.2%
技術職	47 人	3 人	50 人	6.0%
保育士	3 人	53 人	56 人	94.6%
医療職	2 人	38 人	40 人	95%
技能労務職	11 人	4 人	15 人	26.7%

※ 対象は、宇和島市役所が採用している任期の定めのない常勤職員です。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

※ （１）～（７）の対象は、宇和島市役所が採用している任期の定めのない常勤職員です。

（１）職員の平均した継続勤続年数の男女の差異

区分	令和 7 年度
男性	20.3 年
女性	15.9 年

（２）男女別の育児休業取得率

区分	行動計画における目標	令和 7 年度
男性	85%※	90.0%
女性	100%	100%

※ 男性職員は、育児休業の取得期間が 2 週間以上を目標としています。

（３）男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和 7 年度）

区分	男性	女性
1 週間未満	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—
2 週間以上 1 月以下	11.1%	—
1 月超 3 月以下	44.4%	—
3 月超 6 月以下	11.1%	8.3%
6 月超 9 月以下	22.2%	—
9 月超 12 月以下	—	50.0%
12 月超 24 月以下	11.1%	33.3%
24 月超	—	8.3%

（４）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	行動計画における目標	令和 7 年度
(A)配偶者出産休暇取得率	—	90.0%
(B)育児参加のための休暇の取得率	—	80.0%
(A 又は B)合計取得率	100%	90.0%
5 日以上の休暇を取得した職員の割合	—	60.0%
平均取得日数	—	5.3 日

(5) 管理的地位にある職員以外の職員の勤務時間の状況

令和7年度
10.7 時間／月

※ 対象は、非常勤職員及び臨時的に任用された職員以外の職員です。

(6) 管理的地位にある職員以外の職員の長時間労働の状況

行動計画における目標	令和7年度
0 人	18 人

※ 長時間労働は、「1か月100時間」及び「2～6か月平均で1か月平均80時間」を超える超過勤務です。

(7) 職員の年次休暇等の取得日数の状況

A. 平均取得日数 ※20日以上付与されたものに限る

令和7年度
12.0 日

※ 対象は、市長部局の所属職員です。(派遣・出向、中途採用・退職、育児休業・休職等の職員を除く)

B. 取得日数が5日未満の職員割合

行動計画における目標	令和7年度
0 人	23 人

※ 対象は、市長部局の所属職員です。(派遣・出向、中途採用・退職、育児休業・休職等の職員を除く)

(8) 職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

●テレワーク

- ・ 時間や場所にとらわれない働き方を実現し、仕事と家庭生活の両立を図るため、在宅勤務（テレワーク）を導入。

週4日以内の範囲内で、通常の勤務公署から離れて自宅等で在宅勤務することが可能。

●フレックスタイム制

- ・ 柔軟な働き方を推進するため、フレックスタイム制を導入。

次のいずれかに該当する職員が申告した場合は、あらかじめ定められた総労働時間の範囲内で、勤務時間を割振ることが可能。

- ① 小学校6年生までの子を養育する者
- ② 要介護者を介護する者
- ③ 障がいのある職員